日本学生支援機構

「在学届」の提出について（在学猶予）

平成 25 年 3 月以前に奨学金の貸与が終了した方で、平成 25 年 4 月以降も大学/大学院に在学する場合は、「在学届」の提出により、返還期限が猶予されます（＝在学猶予）。

※在学届は、「返還のてびき」P48 の様式をコピーまたは当係HPよりダウンロードして使用してください。

※在学届を提出しない場合、平成 25 年 10 月 28 日より返還（リレー口座からの引落し）が開始します。

提出期間：平成２５年４月４日（木）～平成２５年４月３０日（火）

提 出 先：学務部 学生支援課 経済支援係 窓口

注意事項：・猶予を希望する奨学生番号を各自確認のうえ、不備無く記入すること。

・在学猶予を受けた期間が終了するが留年等で引き続き在学する方は、期間内に再度「在学届」を提出してください。

平成 25 年 1 月 24 日　学生支援課 経済支援係（窓口 8:30～12:45、13:45～17:00 土日祝日除く）

～返還猶予等について～

① 在学猶予 →大学へ提出

貸与終了後も大学等に在学する場合、「在学届」を大学等に提出することで返還期限が猶予されます。

※「在学届」の提出がないと、在学中であっても貸与終了後 7 ヶ月目より返還が開始されます。

② 一般猶予 →日本学生支援機構へ直接提出

未就職、失業、病気で無収入または大幅な収入減等によって返還が困難となった場合には、日本学生支援機構所定の様式に所定の証明書を添えて、返還期限の猶予を申請することができます。

※返還猶予の詳細、その他の制度（減額返還制度等）については、「返還のてびき」または当係HPを参照してください。

延滞状態になると延滞金が発生し、クレジットカードやローンが組めなくなります。一番不利益を受けるのは、延滞者です。延滞者にならないようきちんと返済するか、猶予申請を提出してください。

～貸与終了後の要注意事項～

・住所変更（本人・連帯保証人・保証人等）、改氏名、勤務先変更などの届出を忘れずに！

※手続方法は、「返還のてびき」の裏表紙の表を参照（日本学生支援機構へ直接提出）。

※各種願出用紙は、「返還のてびき」 内のものをコピーまたは日本学生支援機構のHPからダウンロードして使用。
様式は多少変更される可能性があるので、HPの最新版を使用することをお奨めします。

・奨学金の返還が困難になった場合、困難になりそうな場合は、必ず「返還のてびき」裏表紙の「ナビダイヤル」にご相談ください。 0570-03-7240 / 03-6743-6100（PHS/一部携帯等）

・返還日（口座引き落とし日）には、残高不足とならないよう、要注意！

※モバイルサイトでメールマガジンを登録しておくと、毎月、次回返還日の連絡等が届きます。
住所変更等の届出忘れ防止、最新の返還制度等情報を得るためにも、是非登録してください。

学生支援課 経済支援係ＨＰ（横浜国大ＨＰトップページ ＞ 学生生活 ＞ 奨学金 ＞ 学生支援課）
http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/domestic/jasso/
日本学生支援機構 HP、各種届出用紙、返還のてびき（最新版）、モバイルサイト登録等へのリンクあり
掲示期限 4 月末日